

# 国有林のインボイス対応について

令和5年10月1日から開始される「適格請求書等保存方式」においては、仕入税額控除の要件として、原則、適格請求書発行事業者から交付を受けた適格請求書の保存が必要になります。

国有林における立木及び素材等の林産物の売買等においては、国が適格請求書発行事業者として交付する以下の書類を適格請求書として保存していただく必要があります。

## ○適格請求書として保存が必要となる書類について

### ア. 10月1日以降に売買契約等を締結する物件

1. 公売等により立木（国造）・素材等を購入する場合（立木補償契約を含む）
  - ・登録番号等の必要事項が記載された「売買契約書（売買契約書を締結しない場合、請書等に必要事項を記載）」
  - ・「納入告知書」
2. 概算販売により素材等を購入する場合
  - ・登録番号等の必要事項が記載された「売買契約書」
  - ・登録番号等の必要事項が記載された「精算通知書」
  - ・「納入告知書」
3. 原木市場等で素材を購入する場合（委託販売）

販売委託先である原木市場等が適格請求書を交付（媒介者交付特例等）することになりますので、交付を受けた書類の保存をお願いします。
4. 分収造林、分収育林、官行造林の立木を購入する場合※
  - ・登録番号等の必要事項が記載された「売買契約書」
  - ・国へ代金を支払ったことを示す「納入告知書」
  - ・分収契約者へ代金を支払ったことを示す「支払明細書等」
5. 国有財産（国有林野等）の貸付け又は使用許可の場合
  - ・登録番号等の必要事項が記載された契約書等（国有林野有償貸付（使用）契約書、国有財産（国有林野）使用許可書等）
  - ・「納入告知書」
6. 国有財産（国有林野等）の売払い等の場合
  - ・登録番号等の必要事項が記載された「国有財産売買契約書」
  - ・「納入告知書」

### イ. 9月30日以前に売買契約等を締結し10月1日を跨いで取引が行われる物件

適格請求書の交付が必要な場合は、買受者等の皆さまからの求めに応じて登録番号等の必要事項が記載された書類を交付しますので、当該物件に係る契約を締結した森林管理署等にご相談ください。

なお、納入告知書（ア4の場合は「支払明細書等」も含む）とともに保存してください。

## ※分収造林、分収育林、官行造林の立木販売に係る適格請求書について

- 適格請求書発行事業者である分収林契約者に代わって国が適格請求書を交付します。
- 販売公告に、当該物件の仕入税額控除の対象となる消費税額の比率を明示して、入札・契約を行います。

# 国有林から交付する適格請求書のイメージ

## 林産物売買契約書（イメージ）

売買物件の 所在場所	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			面積 (h a)	999, 999. 9999
② 売買物件の 種類及び数量	区分	樹種	本数(本)	材積 (m3)	
	XXXXXX	XXXXXXXXXXXXXX	9, 999, 999	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	
売買代金	内 訳		XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		
	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX		
消費税込	売 買 代 金	999, 999, 999, 999 円			
	うち消費税抜代金	999, 999, 999, 999 円			
③ 消費税 ( % )	④	円			
契約保証金	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	999, 999, 999, 999 円			
売買代金の分取額	官収分	分 取 額	999, 999, 999, 999 円		
		うち消費税抜代金	999, 999, 999, 999 円		
XX官行造林立木竹	民収分	分 取 額	999, 999, 999, 999 円		
		うち消費税抜代金	999, 999, 999, 999 円		
XX分収造林立木竹	分収権者	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			
XX分収育林立木竹		XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX			

- 【記載事項】
- ①インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
  - ②課税取引の内容（課税取引が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
  - ③課税取引の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
  - ④税率ごとに区分した消費税額等（消費税額及び地方消費税額に相当する金額の合計額）
  - ⑤インボイスの交付を受ける事業者の氏名又は名称

※分収林の民収分（適格請求書発行事業者分のみ）も媒介者交付特例により、国がインボイスを交付

特約事項	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
------	------------------------------

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

① 売 渡 人 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
登録番号 T8000012050001

⑤ 買 受 人 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX  
XX  
XX

## 納入告知書（イメージ）